

# 愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金 利子補給金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域材を利用した木造住宅の建設資金又は購入資金に対し、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより予算の範囲内で利子補給を行い、もって木造住宅の建設促進及び地域材の利用拡大を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域材利用住宅とは、県内で生産された製材又は集成材（構造用集成材の日本農林規格に適合するもの若しくは化粧ばり構造用集成材の日本農林規格に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するもの）を別表1に掲げる主要部材にその体積の50パーセント以上使用して建設する木造住宅をいう。
- (2) 在来工法とは、住宅の構造を支える主要部材に木材を用いた軸組工法をいう。
- (3) 枠組壁工法とは、木材で組まれた枠組みに構造用合板その他これに類するものを打ちつけた床及び壁により建築物を建築する工法をいう。
- (4) 指定金融機関とは、別表2に掲げる金融機関をいう。
- (5) えひめ優良木造住宅加算とは、長期優良住宅の認定を受けており、かつ住宅性能表示制度の「高齢者等への配慮に関すること」の等級3に適合した住宅に対し、利子補給対象額を加算することをいう。
- (6) 三世代同居住宅とは、基本融資の対象となる住宅で、かつ親、子、孫の三世代が同居している住宅をいう。

(利子補給対象住宅)

第3条 この要綱において、利子補給の対象住宅は、次の各号に該当する住宅とする。

- (1) 第10条の規程による地域材利用住宅証明書の交付を受けた住宅
- (2) 在来工法又は枠組壁工法（枠組壁工法に類する工法を含む。）により建設される

木造住宅

(3) 県内に事務所を有する施工業者により建設される木造住宅

(4) 住宅部分の床面積が75㎡以上の木造住宅

ただし、建売住宅にあつては、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅で、建設工事完了の日から起算し1年を経過しないものとする。

(利子補給対象者)

第4条 この要綱において、対象者は、自ら居住するために、指定金融機関から建設資金又は購入資金の貸付けを受けて県内に対象住宅を建設する者（ただし、別に定める制度資金を利用する者を除く。）とする。

(利子補給対象額)

第5条 1棟の対象住宅に対する利子補給対象額は、基本融資額については指定金融機関との金銭消費貸借契約に基づき借入れた住宅融資相当額とし、800万円を上限とする。

ただし、次項のえひめ優良木造住宅加算を申請する場合において、住宅融資相当額が基本融資額の上限額とえひめ優良木造住宅加算額の上限額の合計に満たない場合の基本融資額は、住宅融資相当額からえひめ優良木造住宅加算額を減じた額とする。

2 えひめ優良木造住宅加算額については上限額を500万円とし、融資額が500万円に満たない場合は住宅融資相当額とする。

(利子補給額)

第6条 利子補給金の額は、前条で定める利子補給対象額のうち基本融資額分の残元金に対しては、地域材利用率が50パーセント以上70パーセント未満の場合は年1.0パーセント（三世代同居住宅による場合は年0.2パーセント加算、融資金利が年1.0パーセント未満の場合はその金利）、地域材利用率が70パーセント以上90パーセント未満の場合は年1.2パーセント（三世代同居住宅による場合は年0.2パーセント加算、融資金利が年1.2パーセント未満の場合はその金利）、地域材利用率が90パーセント以上の場合は年1.4パーセント（三世代同居住宅による場合は年0.2パーセント加算、融資金利が年1.4パーセント未満の場合はその金利）の割合で算出した額に相当する額とし、えひめ優良木造住宅加算額分の残元金に対しては、年1.5パーセント（融資金利が年1.5パーセント未満の場合はその金利）の割合で算出した額に相当する額とし、別に定める「利子補給金計算表」による。

(対象期間及び交付)

第7条 利子補給対象期間は、指定金融機関資金の第1回目の償還日の属する月から起算して5年間とし、利子補給金は、各年度の半期ごとにその額を決定し交付するものとする。

(利子補給の申込み及び審査)

第8条 利子補給金の交付を受けようとする者は、愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金申込書(別記様式第1号)を指定金融機関に指定金融機関資金借入申込と同時に提出しなければならない。

なお、えひめ優良木造住宅加算を受けようとする者は、建設地を管轄する特定行政庁に長期優良住宅建築等計画認定申請書を提出し審査を受けるとともに、建設地を管轄する地方局建設部・土木事務所にえひめ優良木造住宅設計審査申請書(別記様式第2号-1)を提出し審査を受け、長期優良住宅建築等計画認定通知書及び設計審査に関する通知書(別記様式第2号-2)を愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金申込書に添付し、指定金融機関に提出しなければならない。

ただし、住宅性能表示制度における設計住宅性能評価書において、「高齢者等への配慮に関すること」の等級3以上の評価を受けている場合は、当該評価書の写しを添付することにより、設計審査を不要とする。

また、三世代同居住宅適用を受けようとする者は、指定金融機関での申込時にその旨を申告し、建設後の承認申請時に、三世代が同居していることが確認できる住民票、戸籍抄本等を提出しなければならない。

- 2 えひめ優良木造住宅設計審査申請書を提出し審査を受け、設計審査に関する通知書の交付を受けた後に、えひめ優良木造住宅加算の条件のうち、住宅性能表示制度の「高齢者等への配慮に関すること」の等級3に係わる部分の設計を変更する場合には、建設地を管轄する地方局建設部・土木事務所にえひめ優良木造住宅設計変更審査申請書(別記様式第2号-3)を提出し審査を受け、設計変更審査に関する通知書(別記様式第2号-4)を指定金融機関に提出しなければならない。
- 3 えひめ優良木造住宅加算を受けようとする者は、建物の竣工時に、建設地を管轄する地方局建設部・土木事務所にえひめ優良木造住宅現場審査申請書(別記様式第3号-1)を提出し審査を受けなければならない。

ただし、住宅性能表示制度における建設住宅性能評価書において、「高齢者等への配慮に関すること」の等級3以上の評価を受けている場合は、当該評価書の写しを添付することにより、現場審査を不要とする。

- 4 地方局建設部・土木事務所は、えひめ優良木造住宅加算を受けようとする者から次の各申請書（別記様式第2号-1・別記様式第2号-3・別記様式第3号-1）を受理したときは、その内容を審査し、その結果を設計審査に関する通知書（別記様式第2号-2）、設計変更審査に関する通知書（別記様式第2号-4）、現場審査に関する通知書（別記様式第3号-2 竣工時）により申請者に通知するものとする。
- 5 指定金融機関は、第1項の申込書を受理したときは、その内容を審査し、その結果を愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金申込結果通知書（別記様式第4号）により申込者に通知するものとする。
- 6 申込書等の審査は、別に定める「愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金申込審査基準」により行うものとする。
- 7 指定金融機関は、毎月の審査結果を翌月の10日以内に愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金申込審査結果報告書（別記様式第5号）を知事に提出するものとする。

（利子補給の承認申請及び決定）

第9条 承認申請を行おうとする者は、原則として申込みの日から1年経過後最初の承認申請期限[上半期：9月10日、下半期：3月10日]までに愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金承認申請書（別記様式第6号-1）に次に掲げる書類を添えて、指定金融機関を經由して、知事に提出しなければならない。

ただし、指定金融機関を經由して、愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金承認延期願（別記様式第6号-2）を知事に提出し認められた場合はこの限りでない。

また、知事は、愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金承認延期願を審査し支障ないと認めた場合は、承認の延長を1年に限って認めることができ、その場合は、愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金承認延期願受理通知書（別記様式第8号-2）により申請者に通知しなければならない。

（1）地域材利用住宅証明書（別記様式第7号）

（2）指定金融機関との金銭消費貸借契約証書の写し

(3) 建築基準法に基づく検査済証の写し（建築確認が不要な場合は住宅の登記事項証明書の写し）

なお、独立行政法人住宅金融支援機構と指定金融機関が連携する融資（長期固定金利型住宅ローン）の場合にあつては、適合証明書の写しをもって上記に代えるものとする。

(4) えひめ優良木造住宅加算を受ける住宅の場合は、長期優良住宅建築工事完了報告書（建売住宅については、長期優良住宅建築工事等計画変更認定通知書も必要）及び現場審査に関する通知書（竣工時 別記様式第3号-2）

ただし、住宅性能表示制度における建設住宅性能評価書において、「高齢者等への配慮に関すること」の等級3以上の評価を受けている場合は、当該評価書の写しをもって、現場審査に関する通知書に代えるものとする。

2 前項の申請書の提出期間は、指定金融機関資金の第1回目の償還日が、年度の上半期に属する者はその年度の7月11日から9月10日までの間、また下半期に属する者はその年度の1月11日から3月10日までの間とする。

3 知事は、第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、予算の範囲内で利子補給金額を決定し、愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金承認決定通知書（別記様式第8号-1）により申請者に通知するものとする。

（地域材利用住宅証明書の交付）

第10条 前条第1項第1号に規定する証明書の交付を受けようとする者は、工事着手後、地域材利用住宅証明申請書（別記様式第7号）に製材業者の納材証明書（在来工法住宅は別記様式第9号、枠組壁工法住宅は別記様式第10号）を添えて、指定金融機関を経由して一般社団法人愛媛県木材協会（以下「木材協会」という。）に提出しなければならない。

ただし、建売住宅については、建売業者が、前段の地域材利用住宅証明申請書を木材協会へ直接提出するものとする。

2 木材協会は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、速やかに現場確認を行い、地域材利用住宅証明書を申請者に交付するものとする。

ただし、納材証明書により、地域材利用率が100%であることが確認できる場合には、現場確認を省略することができる。

(利子補給の交付申請及び決定)

第 1 1 条 利子補給の承認を受けた対象者が利子補給金の交付を受けようとするときは、愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付申請書（別記様式第 1 1 号）を指定金融機関を経由して知事に提出しなければならない。

2 指定金融機関は、前項の申請書を受理したときは、対象者の指定金融機関借入金の償還状況及び利子補給金の交付額を確認のうえ速やかに知事に送付しなければならない。

3 知事は、前項の申請書を受理したときは、第 9 条第 3 項に定める承認決定をもとに申請内容を審査し、指定金融機関借入金の償還状況を確認し、適当と認めるときは、愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付決定通知書（別記様式第 1 2 号）により申請者に通知するものとする。

(利子補給金の請求)

第 1 2 条 利子補給の交付決定通知を受けた対象者は、指定金融機関に委任状（別記様式第 1 3 号）を提出し、指定金融機関を申請代理人として利子補給金を請求するものとする。

2 指定金融機関は、交付決定後速やかに愛媛県地域材利用木造住宅利子補給金交付請求書（別記様式第 1 4 号）を知事に提出しなければならない。

(利子補給金の支払い)

第 1 3 条 指定金融機関は、知事から利子補給金の交付を受けたときは、速やかに第 1 1 条第 3 項の通知を受けた対象者に支払わなければならない。

2 指定金融機関は、前項の支払いを行ったときは、速やかに利子補給金支払済報告書（別記様式第 1 5 号）により、知事に報告しなければならない。

(変更及び辞退)

第 1 4 条 対象者は、申請書等の内容を変更しようとするときは、愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金申請等変更届（別記様式第 1 6 号-1）を、辞退しようとするときは、愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付申請等辞退届（別記様式第 1 7 号-1）を指定金融機関を経由して、速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の変更届を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金申請等変更承認通知書（別記様式第

16号-2)を、又辞退届を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金承認決定取消通知書(別記様式第17号-2)を申請者に通知するものとする。

(承認及び決定の取消し等)

第15条 知事は、承認及び交付決定を受けた者が第1号に該当すると認めるときは、当該決定を取り消し、既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。また、第2号又は第3号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事由の発生した日が、その属する月の返済日より前であれば、その属する月から、返済日以後であれば、その属する月の翌月からの利子補給金につき当該決定を取り消すことがある。

(1) 虚偽の申請、その他不正な手段で交付を受けたことが判明したとき。

(2) 対象者としての要件を欠くに至ったとき。

(3) 利子補給対象住宅の所有権を移転したとき。(現に同居している親族が債務を承継し、当該住宅に引き続き居住する場合を除く。)

(報告及び調査)

第16条 知事は、利子補給金の交付に関し、必要があると認めるときは、対象者及び指定金融機関に対して報告を求め、又は調査することができる。

(関係書類の保管)

第17条 指定金融機関は、利子補給に関する帳簿及び証拠書類を整備し、対象者に対する全ての支払いが完了した日の属する年度終了後、5年間保存しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、利子補給金交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

2 改正後の愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付要綱は、この要綱の施行の日以後の申込みに係る利子補給金の交付について適用し、同日前の申込みに係る利子補給金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正後の愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付要綱は、この要綱の施行の日以後の申込みより適用し、同日前の申込みについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 改正後の愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付要綱は、この要綱の施行の日以後の申込みより適用し、同日前に指定金融機関において申込を受理したものについては、なお従前の例による。

3 この要綱の施行前に、改正前の要綱に基づくえひめ地域木造住宅設計審査申請書を、建設地を管轄する地方局建設部・土木事務所に受理され、この要綱の施行の日以後に申し込みを行う者については、改正前の要綱のえひめ地域木造住宅基準に適合する住宅に対して、この要綱のえひめ優良木造住宅加算額を支給するものとする。この場合におけ



るえひめ地域木造住宅加算基準の審査手続きについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付要綱第10条第2項ただし書きの規定については、この要綱の施行の日以後に行う現場確認から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

主要 部 材	在 来 工 法	土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、 桁、梁、筋かい、小屋束、 棟木、母屋、垂木
	枠組壁工法等	土台、床根太、端根太、側根太、 まぐさ、天井根太、たるき、むなぎ、 壁の上枠及び頭つなぎ、壁のたて枠、筋かい

別表2 (第2条関係)

指定金融機関	株式会社 伊予銀行 株式会社 愛媛銀行 愛媛県信用農業協同組合連合会 愛媛信用金庫 四国労働金庫 愛媛県信用漁業協同組合連合会 宇和島信用金庫 東予信用金庫 川之江信用金庫
--------	--

## えひめ優良木造住宅加算を受ける場合の条件（参考）

### 1. 住宅性能表示制度の「高齢者等への配慮に関すること」の等級3への適合

#### 住宅性能表示制度「高齢者等への配慮に関すること」の等級3の概要

高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助式車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられていること。

#### ①部屋の配置

日常生活のうち特定寝室と便所を同一階に設置。

#### ②段差の解消

日常生活空間で認められる段差

- ・玄関の出入口（くつざりとは玄関外側 20mm 以下+くつざりと玄関土間 5mm 以下）
- ・玄関の上がりかまち
- ・勝手口等の出入口、上がりかまち
- ・浴室の出入口（20mm 以下の単純段差又は浴室内外の高低差 120mm 以下+またぎ高さ 180mm 以下+手すり）
- ・バルコニーの出入口

日常生活空間外で認められる段差

- ・玄関・勝手口等の出入口・上がりかまち、バルコニー・浴室の出入口
- ・畳コーナー等の 90mm 以上の段差

#### ③階段の安全性

勾配 22/21 以下 550mm $\leq$ けあげ $\times$ 2+踏面 $\leq$ 650mm、かつ踏み面は 195mm 以上

蹴込み 30mm 以下

#### ④手すりの設置

手すりの設置基準 階段片側に設置（勾配が 45° を超える場合は両側に設置）便所、浴室に設置（玄関、脱衣室に下地の準備）  
転落防止のための手すり

#### ⑤通路・出入口の幅員

日常生活空間内の通路幅員 780mm 以上（柱の箇所は 750mm 以上）

日常生活空間内の出入口の幅員 玄関は有効 750mm 以上、浴室は有効 600mm 以上

玄関・浴室以外（バルコニーは除く）は 750mm 以上（軽微な改造による確保可）

#### ⑥寝室・便所・浴室（寸法・面積は内法）

浴室 短辺 1,300mm 以上、面積 2.0 m<sup>2</sup>以上

便所 腰掛け式 長辺 1,300mm 以上又は便器の前方か側方に 500mm 以上

特定寝室 面積 9 m<sup>2</sup>以上

※「特定寝室」とは、現在又は将来、高齢者等が就寝のために使用する部屋のこと。

### 2. 「長期優良住宅」として認定を受けている住宅

#### 「長期優良住宅」の認定基準の概要

#### ①劣化対策

- ・劣化対策等級 3
- ・床下、小屋裏空間の点検口設置
- ・床下空間の有効高さ 33cm 以上確保

#### ②維持管理・更新の容易性

- ・維持管理対策等級（専用配管）：等級 3（ガス管等を除く）

#### ③耐震性

次のいずれか

- ・耐震等級（倒壊等防止）等級 2 以上（限界耐力計算による場合には追加規定あり）
- ・免震建築物（住宅性能表示基準で規定される免震建築物）

#### ④省エネルギー性

- ・省エネ対策等級：等級 4（平成 11 年省エネ基準・次世代省エネ基準）

#### ⑤維持保全計画

- ・建築後の住宅の維持保全の期間が 30 年以上であること
  - ・構造耐力上主要な部分、給排水管等について、仕様、点検の項目及び予定時期が指定されたものであること
  - ・点検の予定時期がそれぞれ点検又は更新から 10 年を超えないものであること
- など

#### ⑥居住環境

- ・地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること

#### ⑦住戸面積

- ・75 m<sup>2</sup>以上（住戸の少なくとも一階の床面積は 40 m<sup>2</sup>以上）

※詳細については、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」、「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準」（平成 21 年国土交通省告示第 209 号）等によりご確認ください。